

県立奈良高等学校 校内Wi-Fi及び個人端末使用規定（生徒向け）

1. 目的

本規定は、県立奈良高等学校におけるBYODによる校内Wi-Fi及び個人端末の使用について、適切な運用を測るため、生徒が順守すべき事項を定めるものとする。

2. 校内で使用可能な個人端末

生徒が校内で使用できる個人端末に制限は設けないが、校内Wi-Fiを利用出来るのは、届けて許可を受けた個人端末（BYODで持ち込んだPC）のみとする。

3. 校内Wi-Fi使用期間

生徒が校内Wi-Fiを使用できる期間は、本校在籍期間中とする。

4. 使用上の注意点

生徒は、次の各号に掲げる事項を守り、校内Wi-Fi及び個人端末の適切な使用に努めなければならない。

- (1) 使用は、教育上必要な場合に限る。
- (2) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供してはならない。
- (3) 校内のコンセントを用いて個人端末を充電してはならない。
- (4) 許可なく、他人のプライバシーを侵害するおそれのあるものを撮影してはならない。
- (5) インターネット上へ教育活動上、得た情報（特に個人情報や個人の写真等）を公開してはならない。
- (6) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (7) 誹謗中傷に当たる行為を行ってはならない。
- (8) 有害サイトにアクセスしてはならない。
- (9) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (10) データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。
- (11) その他、学校が禁止する行為、または不適切と判断する行為を行ってはならない。
- (12) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。

5. 校内Wi-Fi使用の制限及び停止

生徒が前項に定める事項に違反した場合又は不適切な使用と認められる場合、生徒の校内Wi-Fi使用を制限又は停止することがある。

6. 認証ユーザIDの管理

- (1) 生徒は、認証ユーザID・パスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。
- (2) 生徒は、認証ユーザID・パスワードが漏えい若しくはその可能性がある場合、教員に報告し、変更申請を行わなくてはならない。
- (3) パスワードは定期的に変更するものとする。

7. 個人端末のセキュリティ対策

- (1) 生徒は、校内Wi-Fiに接続する個人端末のOSバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- (2) アンチウイルスソフトウェアが導入可能な個人端末を使用している生徒は、当該個人端末にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。

8. 認証ユーザーIDの廃止

生徒は、休学、転学及び退学の場合、校内Wi-Fiへの接続情報を個人端末から削除しなければならない。

9. その他

- (1) 学校はトラブル発生の際の原因究明のため、校内Wi-Fiの使用状況や履歴（操作やデータ内容、送受信記録）はすべてログで管理する。
- (2) 生徒は、校内Wi-Fiの不具合や不正使用等を覚知したときは、速やかに教員に報告する。
- (3) 生徒は、個人端末の管理について、各自の責任のもとに行うものとする。
- (4) 学校及び教育委員会は、校内Wi-Fiの提供に関連して生徒に生じた損害については一切の責任を負わない。
- (5) 学校及び教育委員会は、生徒に対し校内Wi-Fiを間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由により校内Wi-Fiが生徒に対し提供されなかった場合においても、そのことにより生徒に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (6) 学校及び教育委員会は、生徒が校内Wi-Fiを通じて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性について、いかなる保証も行わない。
- (7) 学校及び教育委員会は、生徒が使用する個人端末（当該端末にインストールされているソフトウェアを含む。）について一切動作保証を行わない。
- (8) 学校及び教育委員会は、生徒が使用する個人端末の故障、紛失及び損壊について、一切責任を負わない。
- (9) 学校及び教育委員会は、生徒が校内Wi-Fiを使用することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。